

# 宮城北部国有林の地域別の森林計画書

(第一次変更計画)

(宮城北部森林計画区)

計画期間 自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 11 年 3 月 31 日

(第一次変更 令和元年 12 月)

東北森林管理局





**【変更理由】**

次の理由から森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 第 3 項により準用する法第 5 条第 5 項に基づき変更するものである。

- 1 民有林の指定を考慮し、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(鳥獣害防止森林区域)を追加する。

なお、本変更計画は、令和 2 年 4 月 1 日に効力を生じる。

**【変更項目及び頁】**

Ⅱ 計画事項

第 4 森林の保全に関する事項

- 3 鳥獣害の防止に関する事項 . . . . . 1

## II 計画事項

### 第4 森林の保全に関する事項

#### 3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の保護措置又はわな捕獲（囲いわな等によるものをいう。）等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

また、保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

該当なし。

#### 別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

| 区分                         | 対象鳥獣の種類 | 森林の区域（林班）                              | 面積       |
|----------------------------|---------|--|----------|
| 総数                         |         |  | 9,134.05 |
| 市<br>町<br>村<br>別<br>内<br>訳 | 石巻市     | ニホンジカ<br>510～512, 514～531, 540,<br>551 | 3,008.99 |
|                            | 気仙沼市    | ニホンジカ<br>301～308, 310～324,<br>326～336  | 3,128.94 |
|                            | 栗原市     | ニホンジカ<br>1～7, 30                       | 1,031.85 |
|                            | 女川町     | ニホンジカ<br>534～539                       | 252.41   |
|                            | 南三陸町    | ニホンジカ<br>360～365, 367～369,<br>372～381  | 1,711.86 |